

嘉穂東高校同窓会ホームページ バナー広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は嘉穂東高校同窓会ホームページへのバナー広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、嘉穂東高校同窓会（以下「同窓会」）としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
 - 2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
 - 3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、同窓会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの
- 2 ホームページに掲載する広告は、嘉穂東高校同窓会が在籍する企業・団体のもののみとする。

(広告掲載料)

第3条 1枠あたりの広告掲載料は年間10,000円（税込）とする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から1年後の月末までとする。

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1ヶ月前に同窓会より通知される案内によるものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」）は同窓会ホームページ上にある企画広報部会 バナー広告事務局あてに、メールにて申し込まなければならない。

(広告記載の決定)

第6条 同窓会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込み)

第7条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という）は、すみやかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

(広告内容の責任)

第8条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および

負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第9条 広告主は次の各号に該当する場合は、同窓会ホームページ上にある企画広報部会
バナー広告事務局あてに、メールにてすみやかに届け出なくてはならない。

- 1) 広告掲載を取り下げるとき
- 2) 広告を差し替えるとき
- 3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- 4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第10条 同窓会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- 1) 広告掲載料を納付しなかったとき
 - 2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
 - 3) 広告主から広告掲載を取下げの旨の届出があった場合
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、同窓会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき
- 2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、同窓会は、広告主に通知するものとする。

(損害賠償)

第11条 前条第1項第2号に該当する事由により同窓会が損害を被った場合は、同窓会は
広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第12条 広告主の責に返さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、振込み
済みの広告掲載料を返金する。

2 前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載を取り消した日を以って按分し、返
却する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は同窓会が別に定める。

嘉穂東高校同窓会 企画広報部会 バナー広告事務局